

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 5 月 7 日

株式会社セラク

AND Think 株式会社

2024年5月7日

株式交換にかかる事後開示事項

東京都新宿区西新宿七丁目5番25号
株式会社セラク
代表取締役 宮崎 龍己

愛知県名古屋市中区千代田四丁目23番2号
AND Think 株式会社
代表取締役 安藤 悌浩

株式会社セラク（以下、「セラク」といいます。）及びAND Think 株式会社（以下、「AND Think」といいます。）は、2024年4月16日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2024年5月7日を効力発生日として、セラクを株式交換完全親会社、AND Think を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。本株式交換は、セラクにおいては会社法第796条第2項本文に定める簡易株式交換に該当します。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2024年5月7日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求にかかる手続の経過（会社法施行規則第190条第2号イ）

本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号ロ）

株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号ハ）

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 190 条第 2 号ロ)

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 190 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求にかかる手続の経過 (会社法施行規則第 190 条第 3 号イ)

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 190 条第 3 号ロ)

該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 190 条第 3 号ロ)

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数 (会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換によりセラクに移転した AND Think の株式の数は普通株式 80 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項 (会社法施行規則第 190 条第 5 号)

(1) セラクは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨の通知をしたセラクの株主はおりませんでした。

また、AND Think は、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2024 年 5 月 2 日開催の臨時株主総会において、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) セラクは、本株式交換によりセラクが AND Think の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の AND Think の株主 (ただし、セラクを除く。) に対し、その所有する AND Think の普通株式 1 株につきセラクの普通株式 308.65 株の割合をもって、セラクの普通株式を割当交付いたしました。なお、セラクが割当交付したセラクの普通株式の総数は 24,692 株であり、その全てをセラクが保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。

(3) 本株式交換に伴う、セラクの資本金及び準備金の額の変動はありません。

以上